

発議第1号

平成28年3月18日

愛西市議会議長 鬼頭勝治 殿

議会運営委員会
委員長 大島 功

愛西市議会委員会条例の一部改正について

愛西市議会委員会条例（平成17年愛西市条例第150号）の一部改正を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、愛西市部設置条例の全部改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市議会委員会条例の一部を改正する条例

愛西市議会委員会条例（平成17年愛西市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

名 称	委員 定数	所 管
1 総務協働委員会	7人	総務部、企画政策部、市民協働部、会計室、監査委員事務局、選挙管理委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
2 福祉消防委員会	7人	健康福祉部及び消防本部の所管に属する事項
3 建設文教委員会	6人	教育委員会、産業建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、この条例の施行日以後初めて常任委員の改選がされる日から適用する。